

羽村市地球温暖化対策実行計画

平成18年3月

羽村市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画の目的.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の対象施設.....	2
5	計画の対象物質.....	3
第2章	計画の目標	4
1	計画の削減目標.....	4
2	市施設の温室効果ガス総排出量.....	5
3	温室効果ガスの算定方法.....	7
4	取組み目標.....	10
5	部門ごとのエネルギー使用量及び目標値.....	12
第3章	取組みの体系	17
1	市の取組み方針.....	17
2	地球温暖化防止のための市の具体的環境行動.....	18
第4章	計画の推進・評価	23
1	計画の推進体制.....	23
2	計画の点検・評価.....	23
3	計画の見直し.....	24
4	実施状況の公表.....	24
参考資料		25
1	地球温暖化に関する科学的知見.....	25
2	地方公共団体の実行計画策定の留意点.....	26
3	羽村市全体の電灯・電力使用量の推移.....	27

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

地球温暖化が地球環境に深刻な影響を及ぼすものであるということから、平成9年に京都で開かれた「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」（京都会議）で、温室効果ガスの排出量について数値目標を設定し、その達成のための新たな国際的な取り組みについて定めた、「京都議定書」が採択されました。

議長国であった日本は、世界に先駆け平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）を施行し、地球温暖化対策を推進してきました。

平成14年6月には京都議定書の国会承認及び担保法としての「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、平成14年6月に京都議定書を締結しました。

平成16年11月にロシアの京都議定書批准により議定書の発効要件が満たされたことから、平成17年2月に京都議定書が発効され、世界の国々が地球温暖化防止のための一歩を踏み出しました。

政府は、平成17年4月に京都議定書の6%削減約束の達成に向けて国、地方自治体、国民など各主体の対策や施策をまとめた、「京都議定書目標達成計画」を定めました。

このように、地球温暖化対策を取り巻く環境や社会的な要望が変化してきているため、羽村市においても地球温暖化対策をより一層推進する必要があります。

「羽村市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）は、これまでの市の省エネルギー対策などの実績を踏まえ、市が実施する全ての事務・事業からの環境負荷を低減するための環境配慮を推進し、温室効果ガスを削減することを目的とします。

2 計画の位置付け

羽村市は、平成13年12月に環境基本条例を制定し、また、環境基本計画を平成13年3月に策定し、環境問題の解決に向けたあらゆる主体の積極的な取り組みを進めています。

この実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条により、地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたものであり、羽村市環境基本条例および羽村市環境基本計画の基本理念にもとづき実行していくものです。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出

3 計画の期間

実行計画の期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年とし、目標の達成状況等を踏まえ適宜見直しを行います。

また、羽村市環境マネジメントシステムとの整合性を図るため、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の目標値を定めます。

なお、実行計画の達成目標は、平成 16 年度における実行計画対象施設からの温室効果ガス総排出量を基準とし、設定しました。

4 計画の対象施設

これまでの実行計画では、対象施設を羽村市環境マネジメントシステム適用範囲の 16 施設としてきましたが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、市の全組織・全施設を対象としなければならないこととなっています。このことから、実行計画では、市が所管する全ての施設を対象としますが、水道水供給施設、公園や児童遊園など公共サービスの必須施設及び街路灯の電気使用量(公衆街路灯契約)等のように、正確な排出量の把握が困難なものは、総排出量の算定には含めないものとします。

なお、今後、排出量の測定が可能な全ての施設について排出量を把握し、順次実行計画の対象施設に追加します。

実行計画の運用については、市が認証を取得した ISO14001 環境マネジメントシステムを、活用するものとし、システムの地球温暖化施策の該当部門をもって、実行計画と置き換えるものとします。なお、ISO14001 環境マネジメントシステム適用施設以外については、羽村市環境マネジメントシステムに準じて実施することとします。

対象施設

羽村市環境マネジメントシステム適用施設	
(1) 羽村市役所本庁舎	(1 6) 羽村市生涯学習センターゆとろぎ 【平成 18 年度から追加】
(2) 羽村市役所分庁舎	(1 7) 羽村市スイミングセンター 【平成 18 年度から除外】
(3) 羽村市立東保育園	(1 8) 羽村市立羽村東小学校
(4) 羽村市立西保育園	(1 9) 羽村市立羽村西小学校
(5) 羽村市立しらうめ保育園	(2 0) 羽村市立富士見小学校
(6) 羽村市立さくら保育園	(2 1) 羽村市立栄小学校
(7) 羽村市東児童館	(2 2) 羽村市立松林小学校
(8) 羽村市中央児童館	(2 3) 羽村市立小作台小学校
(9) 羽村市西児童館	(2 4) 羽村市立武蔵野小学校
(1 0) 羽村市保健センター	(2 5) 羽村市立羽村第一中学校
(1 1) 羽村市高齢者在宅サービスセンター いこいの里	(2 6) 羽村市立羽村第二中学校
(1 2) 羽村市水道事務所(1 階事務所部分)	(2 7) 羽村市立羽村第三中学校
(1 3) 羽村市スポーツセンター(食堂部分を除く)	(2 8) 羽村市リサイクルセンター
(1 4) 羽村市図書館	(2 9) 羽村市クリーンセンター
(1 5) 羽村市郷土博物館	

5 計画の対象物質

実行計画において排出量算定および削減目標を設定する温室効果ガスの対象項目は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で排出削減を求めている温室効果ガス6物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）のうち、現在排出量が把握可能な「二酸化炭素」「メタン」「一酸化二窒素」のみとします。

温室効果ガス総排出量については、「ISO14001 環境マネジメントシステム」の対象となっているエネルギー消費量などの活動量の実績から推計します。

なお、今後の実行計画を見直しする際には、他の項目についても、現状を把握し、排出量算定、目標設定の対象として追加していく予定です。

< 温室効果ガス6物質 >

物質名	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素（ CO_2 ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン（ CH_4 ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素（ N_2O ）	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発砲剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質・技術への転換等
パーフルオロカーボン（ PFC ）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質・技術への転換等
六ふっ化硫黄（ SF_6 ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	（絶縁ガス）機器点検時・廃棄時の回収、再利用、破壊等（半導体）製造プロセスでの回収等や代替物質・技術への転換等

「地球温暖化対策の推進に関する法律第8条1項に係る『実行計画』策定マニュアル
平成11年6月（環境庁地球環境部環境保全対策課地球温暖化対策推進室）

第2章 計画の目標

1 計画の削減目標

平成 17 年 2 月の「京都議定書」の発効を受け、政府は、平成 17 年 4 月に「京都議定書」の約束である、温室効果ガスを 6%削減するための措置を定めた、「京都議定書目標達成計画」を策定し、地方公共団体に約束である 6%削減を実行可能なものとするための施策を実践することを求めています。

また、「羽村市環境基本条例」の基本理念では、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題と認識し、地球環境に配慮し自発的に取り組むよう謳っています。

実行計画では、現在把握可能な温室効果ガス総排出量の算定を行い、平成 16 年度の温室効果ガス総排出量を基準とし、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 2%削減することを目標とします。

ただし、ISO14001 羽村市環境マネジメントシステムの対象施設については、平成 12 年度からこれまで省エネルギー・省資源を進めていることから、平成 16 年度の羽村市環境マネジメントシステム対象施設の温室効果ガス総排出量を基準とし、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 0.5%削減することとし、その他の施設の削減量により、目標である 2%削減を実現します。

なお、平成 18 年 4 月から供用開始される羽村市生涯学習センター「ゆとろぎ」については、エネルギー使用量が不明であるため目標値の対象施設から除くこととします。

市は、これまでに、羽村市環境マネジメントシステム対象施設については、平成 12 年度から平成 14 年度までに平成 10 年度温室効果ガス総排出量を基準とし 3%、また、平成 15 年度から平成 17 年度までは、平成 13 年度温室効果ガス総排出量を基準とし 1%削減する目標を定め省エネルギー・省資源を実行し、概ね目標を達成しています。

京都議定書の“温室効果ガス総排出量の 6%削減(平成 2 年に対して平成 20 年から平成 24 年の間)”という削減目標については、平成 2 年度の排出量が不明であることなどから、今回の改正では、平成 16 年度温室効果ガス総排出量を基準とし、平成 22 年度の目標値を設定しました。

(1) 温室効果ガス総排出量削減目標

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 2%削減する。

ただし、羽村市環境マネジメントシステム適用範囲の施設については、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 0.5%削減することとし、その他の施設の削減率を増やすことにより 2%削減を実現する。

平成 16 年度総排出量 (基準値)	4128.9 t -CO ₂
平成 22 年度約 2%削減目標総排出量	4053.0 t -CO ₂

羽村市生涯学習センター「ゆとろぎ」については目標値に含めないものとする。

2 市施設の温室効果ガス総排出量

温室効果ガスは、電気やガソリン、灯油、ガス、水などを使用することにより発生します。

このことから、温室効果ガス排出量については、対象施設におけるエネルギー消費量などの活動量実績から、活動区分ごとの排出係数を用いて算定しました。

排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」において、活動区分ごとに定められています。

ただし、羽村市生涯学習センター「ゆとろぎ」については、平成 18 年 4 月から供用開始されるため、排出量算定には含まれていません。

(1) 温室効果ガス排出量の推移【羽村市環境マネジメントシステム適用施設】

年度	温室効果ガス排出量	備考
平成 10 年度 (17 施設)	2425.0 t - CO ₂	
平成 11 年度 (17 施設)	2549.3 t - CO ₂	
平成 12 年度 (17 施設)	2428.0 t - CO ₂	ISO 認証取得
平成 13 年度 (17 施設)	2282.1 t - CO ₂	
平成 14 年度 (17 施設)	2328.7 t - CO ₂	図書館新規開館
平成 15 年度 (16 施設)	2166.6 t - CO ₂	土日開庁 公民館閉鎖
平成 16 年度 (16 施設)	2289.3 t - CO ₂	土日開庁拡大

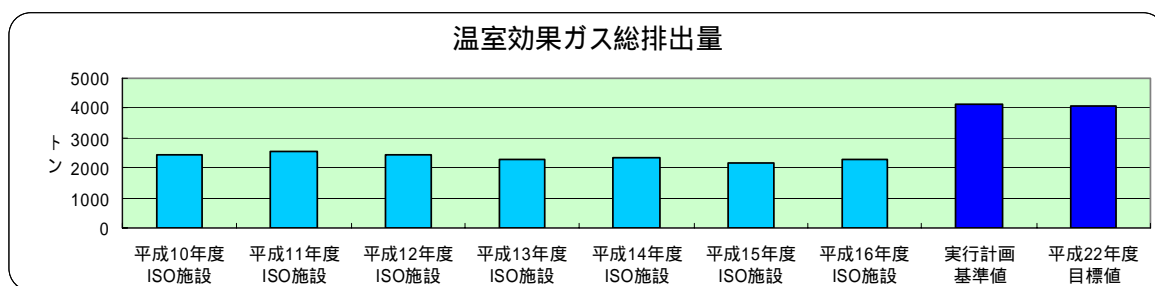
(2) 温室効果ガス排出量【小中学校、リサイクルセンター、クリーンセンター】

年度	温室効果ガス排出量	備考
平成 16 年度	1839.6 t - CO ₂	

(3) 実行計画基準値

年度	温室効果ガス総排出量	備考
平成 16 年度	4128.9 t - CO ₂	

ゆとろぎの平成 18 年度温室効果ガス排出量が不明のため、基準値設定の対象から除いた。



(4) 平成16年度排出源別二酸化炭素排出量

調査項目	単位	ISO対象施設	小学校	中学校	リサイクルセンター・ クリーンセンター	ISO対象範囲外合計	総合計	
燃料 使用量	ガソリン	使用量 (ℓ)	31,680	-	-	-	-	31,680
		CO2排出量 (kg)	73,551	-	-	-	-	73,551
	灯油	使用量 (ℓ)	55,385	68,386	43,984	180	112,550	167,935
		CO2排出量 (kg)	138,016	170,413	109,605	449	280,467	418,482
	軽油	使用量 (ℓ)	3,235	-	-	-	0	3,235
		CO2排出量 (kg)	8,490	-	-	-	0	8,490
	A重油	使用量 (ℓ)	-	36,607	56,180	-	92,787	92,787
		CO2排出量 (kg)	-	99,190	152,225	-	251,416	251,416
	液化石油 ガス (LPG)	使用量 (kg)	3,862	779	315	148	1,242	5,104
		CO2排出量 (kg)	11,587	2,337	945	443	3,725	15,312
	都市ガス (13A)	使用量 (m3)	249,879	35,176	140	-	35,316	285,195
		CO2排出量 (kg)	748,408	105,355	419	-	105,774	854,183
	電気使用量 (一般電気事 業者)	使用量 (kwh)	3,371,814	1,538,833	1,010,208	518,274	3,067,315	6,339,129
		CO2排出量 (kg)	1,274,546	581,679	381,859	195,908	1,159,445	2,433,991
水道(上水道) 使用量	使用量 (m3)	54,067	41,190	21,594	3,324	66,108	120,175	
	CO2排出量 (kg)	31,719	24,165	12,668	1,950	38,783	70,503	
自動車の走行 によるCO2排 出量	CO2排出量 (kg)	2,936	-	-	-	-	2,936	
年間二酸化炭素排出量 (kg)		2,289,252	983,139	657,722	198,749	1,839,610	4,128,862	

3 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量の算出は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成14年12月26日改正）に従い算出します。

施行令で各ガス及び活動区分ごとに定められた算出式及び排出係数は以下の通りです。

(1) 算出式

《電気》

二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）

（電気使用量）×（排出係数[kWhベース]）

《燃料・ガス》

二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）

（燃料使用量）×（単位発熱量）×（排出係数[発熱量ベース]）

《自動車》

二酸化炭素（自動車の使用により発生するもの）

（燃料使用量）×（単位発熱量）×（排出係数[発熱量ベース]）

メタン（自動車の使用により発生するもの）

（走行距離）×（排出係数[走行距離ベース]）×（地球温暖化係数）

一酸化二窒素（自動車の使用により発生するもの）

（走行距離）×（排出係数[走行距離ベース]）×（地球温暖化係数）

《水道》

二酸化炭素（水道の使用により発生するもの）

（水道使用量）×（排出係数[m³ベース]）

(2) 排出係数

《電気》

二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）

単位	排出係数 (kg-CO ₂ / kWh)
kWh	0.378

《燃料・ガス》

二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/ 1 単位）	排出係数（kg- CO ₂ /MJ）
灯油	(リットル)	36.7	0.0679
軽油	(リットル)	38.2	0.0687
A重油	(リットル)	39.1	0.0693
LPG	kg	50.2	0.0598
都市ガス	m ³	62.8	0.0477
ガソリン	(リットル)	34.6	0.0671

《自動車》

二酸化炭素（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/ 1 単位）	排出係数（kg- CO ₂ /MJ）
ガソリン		34.6	0.0671
軽油		38.2	0.0687
LPG	kg	50.2	0.0598

メタン（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	自動車の種類	単位	メタンの排出係数（kg-CH ₄ /km）
ガソリン	普通・小型乗用車	Km	0.000011
	軽乗用車	Km	0.000011
	普通貨物車	Km	0.000035
	小型貨物車	Km	0.000035
	軽貨物車	Km	0.000011
	特殊用途車	Km	0.000035
軽油	普通・小型乗用車	Km	0.000020
	普通貨物車	Km	0.000015
	小型貨物車	Km	0.000081
	特殊用途車	Km	0.000013
LPG	普通貨物車	Km	0.000035
	小型貨物車	Km	0.000035
	特殊用途車	Km	0.000035

一酸化二窒素（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	自動車の種類	単位	一酸化二窒素の排出係数（kg-N ₂ O/km）
ガソリン	普通・小型乗用車	Km	0.000030
	軽乗用車	Km	0.000022
	普通貨物車	Km	0.000039
	小型貨物車	Km	0.000027
	軽貨物車	Km	0.000023
	特殊用途車	Km	0.000038
軽油	普通・小型乗用車	Km	0.000007
	普通貨物車	Km	0.000025
	小型貨物車	Km	0.000025
	特殊用途車	Km	0.000025
LPG	普通貨物車	Km	0.000039
	小型貨物車	Km	0.000027
	特殊用途車	Km	0.000038

《水道》

二酸化炭素（水道水の使用により発生するもの）	
単位	排出係数（kg-CO ₂ /m ³ ）
m ³	0.587

4 取組み目標

(1) 温室効果ガス総排出量削減のための取組み目標(平成 22 年度まで)

「省エネルギーの推進」:(平成 16 年度基準)

電気使用量を 2%削減します。

ガス使用量を 2%削減します。

水道水使用量を 2%削減します。

灯油・重油使用量を 2%削減します。

自動車燃料を 0.5%削減します。

「省資源・リサイクルの推進」:(平成 16 年度基準)

紙使用量(コピー・リソグラフ・パソコン)を削減します。

ごみの総量を削減します。

(2) 施設ごとの温室効果ガス排出量削減目標(平成 22 年度まで)

2%削減を実現するための各施設の削減目標を次に示します。

対象施設	平成 16 年度排出量 単位トン	目標削減率	平成 22 年度目標排出量 単位トン
1. 環境マネジメントシステム適用施設	1 5 5 1 . 1	0 . 5 %	1 5 4 3 . 3
2. 市立小、中学校	1 6 4 0 . 9	3 . 5 %	1 5 8 3 . 5
3. リサイクルセンター、クリーンセンター	1 9 8 . 7	3 . 5 %	1 9 1 . 7
4. スイミングセンター	7 3 8 . 2	0 . 5 %	7 3 4 . 5

(3) 施設ごとの取り組み目標(平成22年度まで)

1. 羽村市環境マネジメントシステム適用施設目標

「省エネルギーの推進」:(平成16年度基準)
電気使用量を0.5%削減します。
ガス使用量を0.5%削減します。
水道水使用量を0.5%削減します。
灯油・重油使用量を0.5%削減します。
自動車燃料を0.5%削減します。
「省資源・リサイクルの推進」:(平成16年度基準)
紙使用量(コピー・リソグラフ・パソコン)を0.5%削減します
リサイクル率80%以上とします。
ごみの総量を0.5%削減します。

2. 市立小、中学校目標

「省エネルギーの推進」:(平成16年度基準)
電気使用量を3.5%削減します。
ガス使用量を3.5%削減します。
水道水使用量を3.5%削減します。
灯油・重油使用量を3.5%削減します。
「省資源・リサイクルの推進」
紙使用量及びごみの総量を削減します。

3. リサイクルセンター、クリーンセンター目標

「省エネルギーの推進」:(平成16年度基準)
電気使用量を3.5%削減します。
ガス使用量を3.5%削減します。
水道水使用量を3.5%削減します。
灯油・重油使用量を3.5%削減します。
「省資源・リサイクルの推進」
紙使用量及びごみの総量を削減します。

4. スイミングセンター目標

「省エネルギーの推進」:(平成16年度基準)
電気使用量を0.5%削減します。
ガス使用量を0.5%削減します。
水道水使用量を0.5%削減します。
灯油・重油使用量を0.5%削減します。
「省資源・リサイクルの推進」
紙使用量及びごみの総量を削減します。

5 部門ごとのエネルギー使用量及び目標値

(1) 電気の使用量(単位:Kwh)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
ISO対象施設		2,641,704	2,628,495
本庁舎	0.5%	1,257,055	1,250,770
分庁舎		28,677	28,534
高齢者在宅サービスセンター		130,831	130,177
東保育園		18,179	18,088
西保育園		24,925	24,800
しらうめ保育園		29,928	29,778
さくら保育園		23,628	23,510
東児童館		68,479	68,137
中央児童館		55,980	55,700
西児童館		60,543	60,240
保健センター		68,351	68,009
スポーツセンター		322,514	320,901
図書館		406,692	404,659
郷土博物館		105,176	104,650
水道事務所		40,746	40,542
小学校		1,538,833	1,484,974
羽村東小学校	3.5%	254,052	245,160
羽村西小学校		198,369	191,426
富士見小学校		217,092	209,494
栄小学校		242,899	234,398
松林小学校		179,304	173,028
小作台小学校		197,994	191,064
武蔵野小学校		249,123	240,404
中学校		1,010,208	974,851
羽村第一中学校	3.5%	298,548	288,099
羽村第二中学校		339,864	327,969
羽村第三中学校		371,796	358,783
その他		1,248,384	1,226,594
リサイクルセンター	3.5%	373,666	360,588
クリーンセンター		144,608	139,547
スイミングセンター	0.5%	730,110	726,459
計		6,439,129	6,314,914

(2) ガスの使用量(単位:m³)

対象施設	削減目標	平成 16 年度 実績値	平成 22 年度 目標値
I S O 対象施設		104,728	140,335
本庁舎	0.5%	51,272	69,381
分庁舎		4,753	6,432
高齢者在宅サービスセンター		872	868
東保育園		621	618
西保育園		687	684
しらうめ保育園		802	798
さくら保育園		760	756
東児童館		5,629	7,617
中央児童館		54	54
西児童館		66	66
保健センター		6,067	8,210
スポーツセンター		24,687	33,406
水道事務所		8,458	11,445
小学校		35,955	46,917
羽村東小学校	3.5%	108	105
羽村西小学校		135	130
富士見小学校		19,033	24,979
栄小学校		158	153
松林小学校		16,143	21,185
小作台小学校		145	140
武蔵野小学校		233	225
中学校		455	487
羽村第一中学校	3.5%	94	91
羽村第二中学校		140	184
羽村第三中学校		220	212
その他		149,161	201,787
リサイクルセンター	3.5%	148	143
スイミングセンター	0.5%	149,013	201,644
計		290,299	389,525

平成 17 年 7 月から都市ガスの熱量変換があったため、都市ガスを使用している施設の平成 22 年度目標値については、単位発熱量に合わせ補正した。

(3) 水道水の使用量(単位: m³)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
I S O対象施設		27,046	26,911
本庁舎	0.5%	7,189	7,153
分庁舎		502	499
高齢者在宅サービスセンター		3,591	3,573
東保育園		1,083	1,078
西保育園		1,549	1,541
しらうめ保育園		1,606	1,598
さくら保育園		1,854	1,845
東児童館		853	849
中央児童館		486	484
西児童館		627	624
保健センター		718	714
スポーツセンター		3,187	3,171
図書館		2,198	2,187
郷土博物館		431	429
水道事務所		1,172	1,166
小学校		41,190	39,748
羽村東小学校	3.5%	6,044	5,832
羽村西小学校		5,545	5,351
富士見小学校		5,812	5,609
栄小学校		5,667	5,469
松林小学校		4,957	4,784
小作台小学校		4,743	4,577
武蔵野小学校		8,422	8,127
中学校		21,594	20,838
羽村第一中学校	3.5%	7,764	7,492
羽村第二中学校		7,534	7,270
羽村第三中学校		6,296	6,076
その他		30,345	30,094
リサイクルセンター	3.5%	1,627	1,570
クリーンセンター		1,697	1,638
スイミングセンター	0.5%	27,021	26,886
計		120,175	117,591

(4) 灯油の使用量(単位:リットル)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
ISO対象施設		55,385	55,108
高齢者在宅サービスセンター	0.5%	26,793	26,659
東保育園		3,443	3,426
西保育園		3,348	3,331
しらうめ保育園		5,160	5,134
さくら保育園		2,681	2,668
中央児童館		7,540	7,502
西児童館		6,420	6,388
小学校		68,386	65,992
羽村東小学校	3.5%	13,012	12,557
富士見小学校		700	676
栄小学校		21,196	20,454
松林小学校		808	780
小作台小学校		18,360	17,717
武蔵野小学校		14,310	13,809
中学校		43,984	42,445
羽村第一中学校	3.5%	37,960	36,631
羽村第二中学校		3,884	3,748
羽村第三中学校		2,140	2,065
その他		180	174
リサイクルセンター	3.5%	180	174
計		167,935	163,719

(5) 重油の使用量(単位:リットル)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
小学校		36,607	35,326
羽村西小学校	3.5%	36,607	35,326
中学校		56,180	54,214
羽村第一中学校	3.5%	1,250	1,206
羽村第二中学校		14,750	14,234
羽村第三中学校		40,180	38,774
計		92,787	89,540

(6) ガソリンの使用量(単位:リットル)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
I S O対象施設(該当課)		31,680	31,520
庶務課	0.5%	79	79
契約管財課		12,982	12,917
市民生活安全課		1,847	1,838
課税課		1,003	998
納税課		350	348
産業振興課		559	556
生活環境課		240	239
社会福祉課		474	472
高齢福祉介護課		990	985
高齢者在宅サービスセンター		46	46
児童課		218	217
東児童館		243	242
健康課		545	542
管理課		2,419	2,407
建設課		304	302
公園緑政課		3,860	3,841
下水道課		578	575
区画整理課		325	323
水道課		2,559	2,546
教育総務課		717	713
生涯学習課		455	453
体育課	227	226	
図書館	455	453	
郷土博物館	203	202	

車種(内容)変更のため目標値の見直しを行う予定。

(7) 軽油の使用量(単位:リットル)

対象施設	削減目標	平成16年度 実績値	平成22年度 目標値
I S O対象施設(該当課)		3,235	3,219
契約管財課	0.5%	1,237	1,231
管理課		1,018	1,012
公園緑政課		981	976

車種(内容)変更のため目標値の見直しを行う予定。

第3章 取組みの体系

1 市の取組み方針

実行計画の温室効果ガス削減目標を達成するため、次の6項目の取組み方針に基づき、温暖化対策を実施します。

この具体的な取組みは、羽村市環境マネジメントシステムに準じて行い、職員及び関係者一人ひとりの知恵と行動力を結集し実践します。

(1) 省エネルギーの推進

部門ごとに電気、燃料、水道水などエネルギー使用量の目標値を定め、決められた頻度で監視・測定を行い、継続的な改善を進めることにより省エネルギーを推進します。

施設の新築又は改築の際は、照明や空調機などに省エネルギー機器の導入及び自然エネルギーなどの利用を促進します。

(2) 省資源、リサイクルの推進

事務・事業で使用する紙の枚数を削減します。また、不要になった紙及び容器包装類や建築・土木工事から発生する廃棄物等のリサイクルを推進します。

(3) グリーン購入の推進

再生品や再生材料など環境にやさしい製品や環境負荷の少ないサービスを優先し、計画的に導入します。

(4) 情報の提供・啓発

市民や事業者に対し地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う役割を担っています。

自ら地球温暖化対策に取り組むことを通じて、経験や知見を蓄積し、市民や事業者に対し情報提供や助言をより効果的に行えるように努めていきます。

また、講演会や広報はむら等を通じて、市民、事業者に地球温暖化対策の啓発に努めます。

(5) 教育・研修

実行計画が確実に実施・維持でき、また、環境意識の高揚を図るため、職員及び関係者に教育・訓練を実施します。

(6) 低公害車の導入促進及び環境に配慮した施策の実施

車を導入するときは、ハイブリッド車などの低公害車の導入を図ります。

省エネルギーなど地球温暖化対策を推進するための環境配慮施策を積極的に実施します。

2 地球温暖化防止のための市の具体的環境行動

(1) 省エネルギーの推進

日常事務

- ア 冷暖房運用時の室温を適切に調整する。
- ・ 冷房時28 以上、暖房時20 以下とする。
(ただし、利用者等の状況により変更する。)
- イ 冷暖房の必要な場所や時間を確認する。
- ウ ブラインドの活用を図る。(こまめに開閉を行い冷暖房・照明の効率を図る。)
- エ 照明の必要な場所、時間のみの点灯を徹底する。
- ・ 始業時間5分前を点灯の基準とする。
 - ・ 昼休みは消灯する。(市民対応窓口等は除く。)
 - ・ 終業時15分後に必要な場所を確認し不要な場所を消灯する。
 - ・ トイレ等の共用部分の消灯についても、担当者を決めて徹底する。
 - ・ 時間内においても不在で不要な箇所は消灯する。
 - ・ 会議室は使用場所により点灯箇所を確認する。
- オ OA 機器は使用しないときは電源を切る。
- ・ パソコンの画面は、省電力画面を使用する。
 - ・ 業務終了後はコピー機の電源を切る。
- カ エレベーターは原則的に使用しない。
- キ 待機電力がある機器については、主電源を切るようにする。
- ク 水道水を無駄に流さないなど日常的な節水を実行する。
- ・ 洗面所などで必要のない水の流し放しはやめる。
 - ・ 水道器具は節水型のものを使用し、節水こまの取り付け、流水量の調整を行う。
- ケ ガス器具を使用しない時は、元栓を閉める。
- コ 施設の改修時には、省エネルギーに留意する。
- サ その他、省エネルギーに有効な対策を実施する。

庁有車の適正利用

- ア 使用を控える。
- ・ 自転車や公共交通機関が利用可能な場合は、これらの手段を用いる。
 - ・ 水曜日はノーカーデーの趣旨に従い、庁有車の使用を控える。
 - ・ 出張等で使用の場合は、相乗りができないか確認する。
 - ・ 庁舎管理担当課管理の庁有車のうち、原則として1日1台点検を兼ねて使用を控える。
- イ 運行する場合は次の項目に注意する。
- ・ 駐停車中の不要なアイドリングはしない。
 - ・ 急加速、急発進、空ぶかしをしない。
 - ・ 経済速度の運転をする。(目安 時速：一般道路 40km、高速道路：80km)
- ウ 点検整備を適正に行う。
- ・ 不要な荷物は積まない。
 - ・ タイヤの空気圧を適正に保つ。

建設・土木工事

ア 節水型施設の検討

- ・ 施設の利用形態及び利用状況等を調査し、その施設に適応した機器等を採用する。
- ・ 現場の条件を踏まえ、敷地の形態及び規模、用途に応じた雨水の再利用を行う。

イ 省エネルギー設備の利用

- ・ 断熱性の向上のため、機密性の高い建具の採用や、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ・ 省エネルギー型の照明機器の採用、空調機器の自動制御ができる建築設備を、規模、用途に応じて採用する。
- ・ 夜間電力の活用が可能な施設の場合は、深夜電力利用機器を積極的に採用する。

ウ 自然エネルギーの活用

- ・ 現場の条件を踏まえ、太陽光等の自然のエネルギー等を活用した設備について、規模、用途に応じて採用する。

(2) 省資源、リサイクルの推進

日常事務

ア ごみの排出

- ・ 各職場から発生するごみは、決められた分別を行い、指定された場所に排出する。

イ 紙ごみの削減

- ・ 不要になった紙の裏面は、内部文書やメモ用紙として活用する。
- ・ パソコンのプリンタ用紙は、使用済みの裏紙を使用し、必要な場合のみ新紙を使用する。
- ・ 使用済み封筒は、内部交換文書用に再利用する。
- ・ 可燃ごみと雑紙の分別を徹底しリサイクル率を高める。
- ・ 庁内 LAN の充実を図り、電子メール等の活用を図る。
- ・ 営業用のチラシ等は、必要な者だけが受領するようにする。無駄な一律配布等は遠慮する。
- ・ 一般の営業用名刺は原則として一括して受領し、担当での受領は行わない。

ウ その他のごみの削減

- ・ 庁舎内で購入した飲料水の缶等は、購入した場所の空缶等回収箱へ戻す。
- ・ 仕事以外で発生するごみは、原則として持ち帰る。

紙の使用量抑制

ア OHP やパワーポイント等を活用し、ペーパーレス化会議を推進する。

イ ミスコピーを防ぐため、コピー前に用紙の大きさ、枚数等を確認する。

ウ 両面コピーを徹底する。

エ 資料の必要数を確認するとともに、重複資料の作成は行わない。

オ 印刷物（申請書、刊行物等）の必要数を確認する。

建設・土木工事

ア 建設廃棄物の計画段階からの発生抑制

- ・ 「路上表層再生工法」「再生路盤工法」等を採用した土木工事を採用する。
- ・ 内面被覆など再生工法を採用し下水道管きょ耐用年数の延長を図る。
- ・ リサイクル対策を推進するとともに、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法を採用する。
- ・ 建設廃棄物発生を抑制するため、LCC（ライフサイクルコスト）を検討し、耐用年数目標（大蔵省令に基づく）を定める。

イ 建設副産物のリサイクルの推進

（ア）アスファルト塊及びコンクリート塊のリサイクルの推進

- ・ アスファルト塊、コンクリート塊等の建設副産物の発生・処分量を把握する。
- ・ 羽村市建設リサイクル推進行動指針に準拠してアスファルト塊及びコンクリート塊のリサイクルを実施する。

（イ）建設発生土の再利用

- ・ 土地の掘削を伴う工事は、掘削土量の削減及び現場内利用を促進する。
- ・ 他の部門と協議し相互利用できる場合は実施する。
- ・ 残土の処分量を把握する。

（ウ）建設混合廃棄物のリサイクルの推進

- ・ 建設混合廃棄物については、現場での分別を徹底し、廃木材、金属くず、廃プラスチック等を再生材や再生資源として利用を図るとともに、再資源化施設への指定処分により再利用を図る。

ウ 建設副産物の再利用

（ア）再生材の使用

- ・ 路盤材等には、再生クラッシュランを使用する。
- ・ 舗装工事には、再生アスファルト混合物を使用する。

（イ）建設工事におけるリサイクル製品の採用

- ・ 建設工事においてリサイクル製品の使用を検討する。

エ 緑化の推進及び熱帯林の保全

- ・ 熱帯木材合板の代替材を利用や型枠の転用回数を増やす。
- ・ 現場の条件を把握し、雨水浸透の推進、緑化の推進を実施する。

オ フロン及び代替フロン対策

- ・ 空調設備等を廃棄する際は、フロン及び代替フロン冷媒を回収する。

(3) グリーン購入の推進

- ア 製品やサービスを購入するときは、「グリーン購入推進手順書(資料編参照)」に基づき、環境に配慮したものの購入に努めます。
- イ 単価契約品目にグリーン商品を採用します。

(4) 情報の提供・啓発

- ア 省エネルギーや環境に対する取り組み等の情報を蓄積し、市民・事業者を提供します。
- イ 地球温暖化対策のため、市民・事業者を対象とした講演会等を行い啓発に努めます。
- ウ 広報はむらや出前講座などにより、市民・事業者の啓発に努めます。
- エ 市民や事業者からの環境配慮に関する情報を収集します。

(5) 教育・研修

- ア 地球温暖化、オゾン層の破壊など地球環境の実態について職員及び関係者に教育を行い、啓発に努めます。
- イ 実行計画が確実に実施・維持できるよう教育・訓練を実施します。なお、実行計画における目標や取り組み内容の職員及び関係者への周知・指示については、羽村市環境マネジメントシステムに準じて行います。主な研修内容は、以下のとおりです。

【環境研修】

全職員、異動・転入配属者を対象に、
 環境方針及び規定類を守ることの重要性
 自作業の環境影響およびその改善による環境上の好影響
 目標、取り組み内容を実施するための自らの役割
 取り組み内容の手順から逸脱した際に予想される現象
 上記について、「羽村市地球温暖化対策実行計画」、「羽村市 ISO14001 環境マネジメントシステム」(マニュアル類等)の内容を、説明会または部門ミーティングにより周知します。

【新任研修】

新入職員を対象に、
 環境問題の現状
 計画および ISO 規格の概要
 上記「環境研修」
 上記について、「羽村市地球温暖化対策実行計画」、「羽村市 ISO14001 環境マネジメントシステム」(マニュアル類等)の内容を、説明会または部門ミーティングおよび環境関連図書等により教育します。

- ウ 職員は環境に関する研修、講演会等へ積極的に参加します。

(6) 低公害車の導入促進及び環境に配慮した施策の実施

- ア 車を導入するときは、ハイブリッド車や天然ガス車などの低公害車(国土交通省及び八都府県市指定低公害車やグリーン購入ネットワーク登録車など)を導入します。
- イ 省エネルギーや新エネルギーなど地球温暖化対策を推進する環境配慮施策を実施します。
- ウ 環境配慮に関する職員のアイデアを提案制度により募集します。

第4章 計画の推進・評価

1 計画の推進体制

実行計画の推進体制は、羽村市環境マネジメントシステムの環境管理組織をもって、本計画の推進体制に置き換えるものとし、事務局を環境保全担当課に置きます。

なお、羽村市環境マネジメントシステムの適用範囲以外については、羽村市環境マネジメントシステムに準じて行うものとし、各所属施設を所管する実行部門長(部長職)を責任者とします。

2 計画の点検・評価

電気・ガス・水・灯油・自動車燃料使用量などの省エネルギーの推進及び省資源・リサイクルの推進の点検及び評価は、羽村市環境マネジメントシステムの省エネルギー推進手順書、ごみの減量・リサイクルの推進手順書で実施します。

計画の進捗状況の点検は、担当課長が行い、担当部長がそれを評価し、必要に応じ改善措置を実施します。

担当の部長は、それらの結果を事務局に報告します。

点検・報告頻度は、下記のとおりです。

点検・報告頻度

点 検 項 目	手 順 書	監 視 ・ 測 定 頻 度	報 告 頻 度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の使用量 ・ ガスの使用量 ・ 水の使用量 ・ 灯油使用量 ・ 自動車燃料使用量 	省エネルギー推進手順書	月 1 回	年 2 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙の使用量 ・ ごみの排出量 	ごみの減量・リサイクルの推進手順書		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・土木工事に係る環境配慮 	建築・土木工事に係る環境配慮手順書	随時	年 1 回

3 計画の見直し

市長は、概ね3年又は国の温暖化対策の推進に係る新たな基準の改正や知見の獲得、市の施設・組織の変更及び実行計画の進捗状況に基づき、必要に応じて適宜実行計画の見直しを行います。

なお、計画の制定又は見直しに際しては、羽村市環境審議会の意見を聴くとともに次の項目について考慮するものとします。

(1) 計画の基本的事項

- ア 新しい施設や設備の導入又は大きな組織変更
- イ 温暖化に関する法律や条例の改正
- ウ 計画の対象外施設の取扱い

(2) 計画の目標

- ア 目標の達成状況や取組みの実施効果
- イ 新たな取組み目標

4 実施状況の公表

この実行計画における取り組み状況については、温室効果ガスの総排出量及び取組み項目ごとの進捗状況の公表が義務付けられています。

このことから市では、実行計画の取り組み結果を毎年環境報告書、広報はむら等により公表します。

参考資料

1 地球温暖化に関する科学的知見

地球温暖化問題は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものである。その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）」の第3次評価報告書は、観測データにより、全球平均地上気温は20世紀中に 0.6 ± 0.2 上昇していること、全球平均海面水位が20世紀中に10cmから20cm上昇していることなどを明らかにした。

また、氷河の後退、永久凍土の融解等の結果、地域的な気候変化をもたらし、世界の多くの地域の種々の物理・生物システムに既に影響を与えているとしている。

同報告は、その原因に関して、過去50年間の地球温暖化の大部分が人間活動に起因しているという、新たな、かつ、より確実な証拠が得られたとしている。

同報告は、将来予測について、21世紀中に全球平均地上気温が1.4 から5.8 の範囲で上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には海面が9cmから88cm上昇すると予測している。

また、その影響として、異常気象の増加、生態系への悪影響の拡大や、マラリアなどの感染症や浸水被害を受ける人口の増大等があるとしている。

さらに、わずかな温度上昇でも開発途上国で経済的損失が生じ、先進国でも数 以上の温度上昇で経済的損失が生じるとし、これにより南北格差が拡大するとしている。

我が国においては、20世紀中に平均気温は約1 上昇した。

また、近年、一部の高山植物の生息域の減少、昆虫や動物の生息域の変化、桜の開花日やカエデの紅葉日の変化など、生態系の分布に変化が現れており、豪雨の発生頻度の増加なども観測されている。

このような気象や生態系の変化の原因の一つとして地球温暖化が指摘されているが、今のところ、これまで起きてきている具体的な事象と人為的要因に伴う気候変動との因果関係についての科学的根拠は十分に確立されておらず、今後の更なる研究の進展が期待される。

このように、科学的な不確実性は残っているものの、将来、我が国においてもこうした気候変化やその影響がより深刻になるという研究も発表されており、我々は予防原則に基づき、気候変動問題への対策を世界規模で推し進めていかなければならない。

気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の究極的な目的である「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を達成するためには、このような水準を確保しつつ、排出される温室効果ガスの量と吸収される温室効果ガスの量とが均衡し、地球の大気中の温室効果ガスのストックとしての量が変化しない状態にする必要がある。

現時点では、世界全体の温室効果ガスの大気中への排出量は海洋や森林に吸収される量の2倍程度となっており、その結果、大気中の温室効果ガス濃度は上昇の一途をたどっている。

温室効果ガス濃度の安定化のためには、排出量が吸収量と同等のレベルになるよう、現在の排出量からの大幅な削減が必要である。

出典 「京都議定書目標達成計画」（環境省ホームページ）

2 地方公共団体の実行計画策定の留意点

法第 21 条に基づく、地方公共団体の実行計画（当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画）は、京都議定書目標達成計画により以下の点に留意し策定することと定められている。

（１） 目標

温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を掲げる。

（２） 対象範囲

地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、こうした事業についても対象とする。特に、庁舎等の使用電力について、省CO₂化を図る。

（３） 評価体制

定期的実施状況の点検を行い、その結果を公表する。

点検結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これを合わせて公表する。なお、国は透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果について取りまとめ、一覧性をもって公表するものとする。

また、地方公共団体はグリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するなどにより、グリーン購入の取組に努めるものとする。

出典 「京都議定書目標達成計画」(環境省ホームページ)

3 羽村市全体の電灯・電力使用量の推移

羽村市全域での電灯、電力使用量は下表のとおりです。

工場などの電力使用量は横ばいですが、一般家庭や事務所などで使用する電灯使用量は毎年増えています。

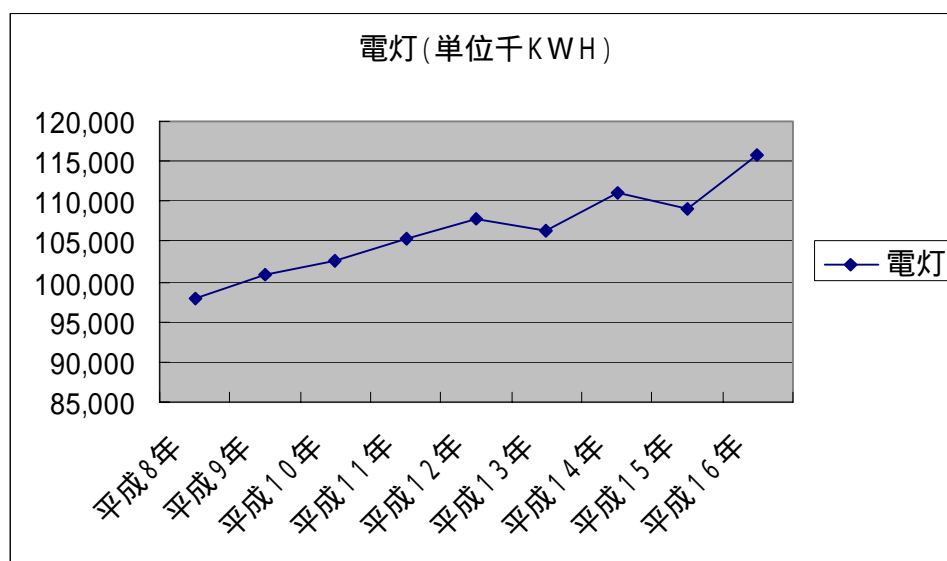
(1) 羽村市全体の電灯・電力別使用電力量の推移

単位：千kwh

	電灯	電力	合計
平成8年	97,832	381,615	479,447
平成9年	100,783	396,993	497,776
平成10年	102,631	389,030	491,661
平成11年	105,282	391,720	497,002
平成12年	107,848	394,182	502,030
平成13年	106,424	390,400	496,824
平成14年	111,130	389,516	500,646
平成15年	109,134	387,720	496,854
平成16年	115,844	397,366	513,210

資料 東京電力(株)提供

(2) 羽村市全体の電力(電灯)使用量の推移



羽村市地球温暖化対策実行計画

2006年(平成18年)3月発行

編集・発行 羽村市産業環境部環境保全課

〒205 8601

羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111(代)

羽村市ホームページ <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>
環境保全課メールアドレス s205000@city.hamura.tokyo.jp

古紙100%の再生紙を使用しています。
ISO14001の認証を取得しています。



REGISTERED
ORGANIZATION
No.E154-ISO 14001



JAB
EMS Accreditation
RE002



MGMT. SYS.
RVA C 371